

緊急連続討論「建築設計者資格の現在とこれから」 CPDシリーズ 第36回

第3回 設計関連3団体の主張

各団体の利益よりも、日本の将来を見据え、どのような資格のマスタープランを創るかを考えなければいけない。

藤本昌也氏(日本建築士会連合会副会長)×三栖邦博氏(日本建築士事務所協会連合会会長)×仙田満氏(日本建築家協会会長)
進行・河野進氏(建築家)

討論日 2006年7月24日



第3回の討論会は、設計関連3団体の中で建築士法改正の中心人物にお集まりいただいた。三氏が顔を合わすやいなや、7月20日の「素案2」の話に展開。というのも、第8回の基本制度部会における建築士制度の抜本的な見直しとして「構造や設備などの専門分野別の建築士制度の導入」を主な軸にして収束するはずの建築士法改正の流れが、7月20日に『設計一式・構造設計・設備設計等の業務の区分に応じて、建築士事務所の登録を受けなければならないこととする』という素案2が提出されたことで、素案1が大幅に変わる動きが出たからである。

専門資格と国交省の対応

河野 予測では、本日の緊急討論会の頃には建築士法改正の流れがほとんど見えてきて、団体再編のような前向きな議論をやるかと思っておりましたが、ここ半月の動きを見ていると、国交省が行き先の見えないダッチロール状態です。お三方は基本制度部会の委員もやっておられますので、これまでの動き、国交省の対応を含めてお考えを聞かせていただきたいと思いますが、まずは専門資格のことから。藤本さん、お願い致します。
藤本 前回(6月26日)の社会制度基本政策審議会で、基本的なかたちは賛成、あとは少し精査されて収束するだろうと思っていたら、今回の素案では突然ダッチロールしてしまった。国交省の説明では、既存建築士の扱いについて反対があった案1の代案として案2を考えたという言い方をしていました。

問題は、団体の利益が何だというよりも、あれだけ法のしくみを議論してきたのだから、先ずは合理的な理解ができる方向でないといけな。姉齒事件に衝撃を受けた一般の人の大きな関心は専門の資格者制度を導入するかどうかにあったわけで、それに一番素直に納得できる案が求められたわけです。それに応えるものとして「案1」では建築士から切り分けて、別なかたちで技術の専門資格を新たに創り、一方で、統括をきちんとできる新建築士の要件が提示された。それに対して今回の「案2」では新建築士という考え方を取らず、現行の建築士を前提に専門分野表示を「業」の形態で先ず明らかにし、その表示条件として専門資格の要件を定めるとした。「案1」「案2」いずれも一長一短で、士会としては「案3」が必要だと考えていますが、

最終的には7月31日に開かれた基本制度部会に、1級建築士から構造・設備に「特定建築士」を選定し、設計図書作成を義務化する報告書案を提出し承認された。これにより、「新1級建築士」の創設や、業務区分に応じた建築士事務所登録の義務化は見送られる見通しである。

国交省は8月18日までパブリックコメントを実施。8月31日の基本制度部会で報告書をまとめ、秋の臨時国会へ提出する。

第3回の討論会では8月31日に向けて、3団体ともそれぞれ最後の見解が強く主張されている。

(8月1日 編集部)

私としては建築士の統括業務を軸にした専門分化への対応を探っている「案1」をベースに更なる改善ができれば思っています。

河野 そこまでは我々とまったく変わりませんね。

藤本 業というのは多様化してくるから、業のあり方について法が介入するのは基本的には避けた方がいい。あくまでも資格の問題として捉え、業のあり様を法で決めるのは過剰規制です。

「案1」「案2」については、建築士会では各々に評価できる点があるというスタンスです。

「20m以上云々…」が再試験もありという噂につながっているようですが、ナンセンスな議論と思いませんか。これまで1級建築士は13m以上もできますと社会に公表しておいて、20m以上はできる能力がないと言われたら、今までやっていたのは何だということになる。レベルアップという言い方で言えば、2級建築士のレベルアップも必要になってしまいます。建築士会としては、統括建築士の能力云々というのは、講習履歴や実績も開示しながら、ある程度の年月をかけて見ていく必要がある。1回の試験で30万人全てを切り分けることは実行不可能だろう。審議会の中では考査と言っていて、試験と言っているわけではないから、現時点であまり深追いをする必要はないし、省令などを決めていく段階で実効性の観点から詰めていけばよいのではと思います。

三栖 構造・設備を専門家資格として導入することは賛成で、評価しています。今まで建築士という資格さえあれば、あらゆる専門分野も全てできるとしていた。そのこと自体が時代に合わなくなっています。ただ今回、「案2」がなぜ出たか、分から

ない。案2は専門資格を創らないということが前提で、今の建築士の制度の中で、消費者に対して、資格ではなく、事務所登録で示そう、その方が分かりやすいという意味合いだと思います。専門資格ができたとしても、当然、事務所登録をするであろうから、案2が無くて、[案1]で問題ないと考えています。

案2が出てきたのは、業務独占の問題だと思います。国交省は統括をすることと、専門分野に業務独占を与えるということがどうも矛盾するという考えが常にあります。専門分野に関しても、指示できる人をもう一回ふるいにかけて試験をやり、新しい建築士を創ろうということなんですが、私は反対です。今まで建築士が当然のこととしてやってきた統括業務を20m以下はできなくて、20m以上はできるということはありません。むしろ整合性を持つ建築につくりあげることが大切で、そのために専門分野の統括調整を建築士がすることと、より高度な部分を専門家にやらせなければならないということは矛盾しないと思っています。

仙田 建築家の責任というところから、専門家資格を導入することは賛成だが、業務独占的なかたちで排他的に領域をつくるのは如何なものか。

実態としての業務独占は、構造・設備の資格者にあっていいと思うが、建築全体の責任を取るという意味で、統括する建築士を認めてもらうことが必要です。専門資格をつくることによって分離発注され、いわゆる全体を一括的に設計できないという事では困ります。これは事務所協会、建築士会も基本的には同じだと思います。国交省は、業界が試験をするということに反対だと言っているように見えるが、それはおかしい。我々は、審議会では「案1」をベースにやるべきだと発言したわけですし、考査の仕方は議論をすればいいでしょう。

藤本 おおもとの議論の骨格があつての、次の議論があるべきでしょう。

専門資格者の振り分け

河野 お三方とも専門別資格導入は賛成。意匠担当建築士については統括的役割の資格ということについて、何がしかの考査なり実績認定なり、振り分けは必要だろうと捉えているわけですね。

1級建築士が本来持っている構造・設備ができるオールマイティの資格者だということから、専門資格者を別の資格にする。1級建築士の免許を持っている資格者の行う業務でもある程度の規模なり構造形式によっては必ず専門資格者の協働を義務づけろという考えについては、反対ですか、賛成ですか。もう一度お聞きしたい。

藤本 我々はもともと、構造については業務独占権も共有するかたちで切り分けていいという提案をしている。国交省は今回、20m以上といった高度な技術については、建築士とは別の箱をつくって、専門資格者を位置づけるという構図とし、統括については計画段階では協働作業をしているわけですから、統括をするなら、構造も設備もあるレベルの理解がないといけなかった上で、建築士の業務独占のかたちは基本的に変えないとした。

その時に私たちが言っているのは、別の箱に入れてしまったのだったら、それは我々の手の内に入るように、建築士に統括責任をつけること。もう一つ、専門資格者をつける意味は、姉歯事件で、北海道のマンションを2級建築士が構造をやっていたり、無資格者が構造図を描いたりしていたような事態は避けるべきだということです。一方、現実には、地方では20m以下のコンクリートや鉄骨の建築というのは、設計も、構造図も描き、計算もする建築士はいます。そういう人も制度的に認めないというわけにはいきません。

三栖 高度な構造・設備の部分は、建築士が彼らに頼まなければいけないという風にはしないでいいということになると、現在の建築士がやってもいいし、新しく出来る専門資格者にやらせてもいいということになり、今までとほとんど変わらない。

1級建築士でも構造を専門にやっている人は、構造の免許を、実績なり講習などで取れば、専門資格者として仕事ができる。

1級建築士で構造ができる人は、構造の資格を新たに取ればいい。**藤本** 本人に任せればいい。しかし現行のままだと、無資格者が1級建築士の名前を使ってできるという状況を温存することになる。専門資格者という法的概念は制度設計上必要だと考えています。

河野 むしろそっちが問題です。構造技術者はほとんど1級建築士の資格を持っていますが、彼らは逆に、構造に特化した資格を求めています。確かに意匠と構造をやる人は少数ですが、エンジニアの業務・役割と建築士、つまり統括的な役割とは別の資格として整理した上で、両方取得する人はいいと思います。

ここで大事なことは、無資格の人はできなくすることです。本来の建築士法改正の議論は、1級建築士は形式だけ業務独占が認められているということを整理して、本当に構造の業務ができる人、専門資格者を創ろうというのが主旨だと思いますね。

藤本 いや僕は、法律は基本的なことだけ決めて、あとはあまりがちがちに決めつけないで、しなやかな形で構えてほしいと考えてます。

河野 JIAと建築士会の違いは、建築士会は1級建築士という資格が前提で、それを取得した人の中で、多様な業務分野に分かれる中で、構造、意匠、設備、まちづくりという風に切り分け、それを表示でやろうということですが、JIAはそうではなくて、結果としては多様な業務分野に分かれているが、建築士法は本来、設計監理をする資格者の法律であるはずだし、あつたはずだ。そこから分かれていっているものは、別の資格として整備した方がいいだろうと言っていて、1級建築士前提の議論ではない。

藤本 その辺が一番違う。建築設計事務所でも業務補助をしないと建築士になれないという決め方はこれからの建築士像というものをあまりに狭い考え方で判断しようとしていると思います。建築士法のいいところは、おおらかに構えている中から成熟していく過程で多様な建築技術者がプロとして育っていくわけですから、はじめから法的にあまり明確に切り分ける必要はない。ここは近代的手法である「分業」というものに対する考え方の違いなんです。

建築士のレベルアップと考査

河野 前回までの国交省案では、統括的役割の建築士については、新建築士ということばで出ていたわけだが、その点について議論したいと思います。必要であるという前提の中で、今の1級建築士の中でよりレベルの高いもの、建築士会の設計専攻建築士は実務5年、JIAの登録建築家も実務5年の実績を条件として設けているし、APECアーキテクトは7年乗せている。今の1級建築士は基礎的素養だという前提のなかでレベルアップの必要性については各会ほぼ共通していると考えれば、どういう考査、チェックが必要か。

藤本 確かに今の建築士の試験だけで本当にプロとしてすぐ通用するかどうかの判定は無理です。我々は法律が関与しないで5年から10年の時間をかけて、CPDによる学習履歴や実務実績を総合的に評価してはじめてプロとして通用するかどうかの社会的判断ができると考えています。その方法を試験でやることはできません。実績評価と研修のあわせ技で、我々の職能の側で評価すればいい。医者も法律でやっているわけではない。職能者がピアチェックをしてこの人なら大丈夫だというものに社会に表示しようとして考えています。

三栖 建築士に業務独占が認められている以上、資質能力の向上に努めなければならない義務はあるわけだから、能力のある人ない人という切り分けをする必要はない。建築の設計監理を行う、それが建築士における業務独占の対象になる業務だから、新しい免許を付与することは賛成だし、実務実績なりを検証・付与する、また一定期間ごとに講習を受け、社会の期待に応えられる能力を維持していくことを義務化することにも賛成です。更新性にまではしなくても能力をキープする努力を義務化して、それをやらなければ懲戒があるということでもいいと思

います。

河野 登録更新か、資格更新かという議論がありますが、登録更新で何年かにチェックをするということですね。

三栖 建築士の資格をもっている建築士がしばらくの間仕事をしていなくても、再び設計を業としてやる時には講習を受けるなどにより、業をやる免許を取得出来るようにすることは必要である。今の建築士が持っている免許と業をやるための免許と2種類に分けることになるのではないかと思います。

仙田 基本的には同じことですが、今の1級建築士の数の中で建築士資格を持っていても、実際に設計業務をやっている人はそのうちの何分の一です。建築士は業務独占的な資格ですから、それは多すぎではないかと思えます。設計監理をしていることに対して評価し、受験資格を与え、設計と工事監理の実務を評価して、統括建築士として認定する必要があります。その認定には技術に対する知識レベルもさることながら、景観とか美に対する評価も重要です。実績的な評価が大事なのです。

建築士法の限界と1級建築士の数

藤本 ここで逆に、私が皆さんにお聞きしたいのは、専攻建築士制度をどういう風に評価しているのか、していないのか。

三栖 1級建築士が今何十万といっていて、建築設計以外にもいろいろなかをやっている。その業務独占をそのままにしておいて、社会制度として社会に情報開示し選択に任せるといってかたですが、建築の場合は情報開示すればそれで事足りるわけではない。一般の方々にとって建物をつくったり買ったりするのは一生の内に1回か2回、しかも額が大きく生活への影響も大きい。また建てる人と買って住む人が異なる場合も多く、情報開示と自己責任ではすまされない面がある。信頼される資格制度者を国の法律でしっかりと位置づけ、専門分化した実態に対応した資格を設けるべきであって、専門分化は社会制度でいいというのは、私は納得しません。

仙田 設計専攻建築士は士会としてはどのくらいのヴォリュームがあると考えられているのか、試行段階とは思いますが。

藤本 今年中に全士会で立ち上げようと進めています。数字で言えば、仮に15万人ぐらいの会員の約3割、4~5万人の専攻建築士が出れば第一段階としてはいいと考えています。先ず管理建築士になれるような人、事務所内の設計リーダーとかチームになれるような人が専攻建築士を取らないといかないと考えています。

専攻建築士制度とは、受講履行や実務実績の検証をベースにした専門分野別職能者の情報開示制度なのです。

消費者側から見ると、職能側は選択できるような合理的な開示をきちんとやってこなかったのは確かです。我々職能側は消費者に分かってもらえるような情報の素材をきちんとつくり、発信する義務、責任があると思います。

仙田 JIAには登録建築家という制度がありますが、将来的には国家資格にしていきたいと考えています。いうなれば統括建築士というかたちで認定をしていきたい。設計監理をしていく建築家認定にしたい。しかし今は職能側でしっかりやればいいという考えもあります。

JIAは今後、登録建築家をどうすべきか、3つの選択肢があります。①建築士法改正によってやめる ②JIA外部に認定評議会をおき、専兼の区別なく登録建築家の認定をする ③あくまでJIA登録建築家とする。それはこの士法改正の議論を待って決めようとしています。しかし、士会は組織率が10%ぐらいしかないでしょう。

藤本 いや、もうちょっとありますよ。(笑)

仙田 それからこぼれた人たちがもっているわけで、それが問題ではないのですか。

三栖 消費者から見れば、国家資格である1級建築士というのは業務独占が与えられ、信頼して頼める人たちであるというように受けとめられるのは当然です。専攻建築士制度のように建

築士資格に上乗せで専門性を認定し表示すると国家資格である建築士は基礎的なレベルにダウンされる。設計技術が専門分化、高度化して来ていることを考えれば、国家資格そのものを専門別に切り分ける方が分かり易く、実態にも合っている。

河野 昭和25年にできた建築士法が、技術者とアーキテクトが一緒になった資格であったし、現在、まちづくりなど業務領域が広がってきて、建築士法が想定している業務範囲や責任と実務の実態が合わなくなって来ている。ところが国交省は建築士法に何の問題も起こっていないということで、これまで情報公開も含めてそのままにして来ました。建築士会が建築士法改正はすぐにはできないだろうから、社会的制度として専門分化を社会に表示していこうという事で、専攻建築士制度を立ち上げた事については、私は評価しています。

しかし、JIAが一貫して主張してきたのは、建築家という職業を規定する資格法を、士法でやるか、他の法律をつくるかはともかく、はっきりさせるという事です。当然、エンジニアとは別資格になっていこう。藤本さんがおっしゃる「ささら型の資格制度」は魅力的なアイデアだと思いますが、国の資格としては業務範囲と責任をより明確にしていくべきだと思います。

今回の士法改正の議論が、姉歯問題がきっかけになった為に本来の都市の景観とか、街の美しさのようなことから、建築士のレベルアップや、責任の明確化のために建築士法の不十分な点を変えるべきだという議論が外に追いやられて、建物の安全性がストレートに出てきている。やむをえない点もあるが、構造の安全性とか、設備のエンジニアリングさえしっかりやれば建築はできるという議論になりかかっているところは問題です。建築士法はこのままではいけないということは、姉歯事件のおかげでクローズアップされたし、社会的な認知を受けた。きっかけはともかく、建築士法の限界が明らかになったことは間違いない。

その中で、相変わらず社会的制度がいいというのは、違うと思う。この際、建築士法を変えるべきところは変える、しかし建築士法が持っている建築士の包括的な役割は何らかのかたちで残すことを考えていった方が分かりやすい。

藤本さんが表示でいいとか、社会的制度でいいという言い方は、後ろ向きにしか聞かない。

藤本 法律にそんなに頼りなさんな、と言っているわけです。基本的なところで公権力が介入するのはいいが、面倒をみて下さいと全て頼るといことは諸刃の剣です。多様な社会に柔軟に対応しながら、生き生きと活動していくようなところを全部管理されてしまうわけです。どうしてそこまで法律に頼るのがよく分からない。

仙田 現実の問題として、建築士会のカバーする組織ということでは、社会制度といっても、民間でもってそれをカバーしてもその波及効果は極めて少ない。

藤本 今回の建築士法をいじっても、本当に解決するとは一般の人は思っていません。建築家法ができようが、資格法を変えただけでは、姉歯問題は解決しない。解決の鍵は、突き詰めれば「情報開示」しかない私は考えています。

河野 しかし、姉歯問題で、資格法である建築士法の限界も明らかになったことは確かです。建築士の数からいうと、1級・2級・木造を含めて100万人の建築士がいて、実際に設計をやっているのは、せいぜい6~7万人ということです。姉歯さんのように、多すぎる建築士の過当競争の中で、生活のために貧しくて鈍って、倫理感も持ち切れずに仕事をしている人も少なくないと思います。

藤本 姉歯さんは無資格者ではない。しかし倫理感の有無は法律では切り分けられない。それは市場社会が引き起こしている社会的病理としか言いようがない。この大問題を解決する手だては、行政、職能者、消費者(建主)による3者協働の社会システムの構築以外にはないと私は考えています。そして、その協働の要に「情報開示」があると言っているのです。

仙田 社会的病理を生む制度の劣化と考えるべきです。これまで資格のある種野放しにしてきてしまっているところがありますよね。私は建築士の数は5万人程度で十分だと思います。多分、実際に設計及び工事監理に従事しているのもその程度だと考えています。それをきちっと国民に分かるようにすることが重要なのです。

資格と考査

藤本 国交省は今度の建築士法の中では、設計事務所のところだけしか実務訓練は認めてないと言っているわけです。建築士の受験資格としての実務訓練は、設計事務所での業務補佐の経歴に限るとし、かつ、管理建築士の証明をもらわないとだめだという、その解釈が納得できません。なぜか。それは設計が上達し、職能者に育っていくには施工の現場に出て、施工をきちんと学ぶ道を選んでも、それも設計能力をアップさせる貴重な業務体験になる。また、コンサルタント会社などでアーバン・デザインを修行していけば、それは5年後、10年後に設計の取り組む上で、設計者の資質としての大事な部分になる。そういったことを設計事務所だけで訓練すれば設計がうまくなるというのはかなり狭小な考え方で、施工会社のビルド側やコンサルタント会社で訓練した人も当然実務訓練としてはOKということをやるべきだと考えます。

三栖 建築士は、元来、設計と監理を行う資格としてつくられたと思いますが、次第に建築に関わる全ての人に要求される資格に広がってしまった。そして今回、見直しではじめて業務独占の対象となる設計監理業務を行う建築士を業に従事する建築士として区別し、新たに定義しようという視点が出てきたのは大いに評価したい。まちづくりとか教育とか施工とか、業務独占の対象となる業務に従事していない人と、設計料をいただいて業として設計監理を行う人を免許で分けようという考え方の方向は正しいと思う。

仙田 設計監理を業としている人に限定して免許を新しく付与する。それが必要だと思います。設計者を収斂することが重要なのです。

三栖 資格を剥奪するのではなく、今の免許はそのままにして、業によって切り分け、新しい免許を付与していこうという考え方には合理性があると思います。

専攻建築士制度で十分能力のある人たちを社会制度として認定するのは反対しませんが、だからといって業務独占が与えられている法的制度としての建築士の資格が基礎的なレベルに相対的に格下げになるように見えること、また、資格が2重構造になることには僕は反対です。

藤本 試験でみるのは基礎的なところなんです。レベルは、職能者になるには再試験したとかだけではできません。実際に仕事をしている中で、その表示を、職能者がきちんとやればいい。

仙田 ある種、国家認定的なかたちで実際に設計している人を日本全体として明確にしていくことはなぜ問題なのかなあ。

士会のやっている社会運動ではせいぜい10%の波及効果しかないではないですか。

藤本 専攻制度で、士会は実際3年ぐらいやってきましたが、その体験で言えば、建築士の能力再判定を国家試験で新たにきちんと公平にやるというのは、相当エネルギーやお金をかけないとできない。その時、公正を期そうとしたら、そう簡単にあなたは駄目だと切り分けられないと思いますね。真の判定は試験でできないと考えるべきだと思います。

1級建築士の業務範囲の見直し

河野 素案に出ている20m超という話は、1級建築士はチェックできるという大前提の中で、20m超を1級建築士の方に乗せようということですが、論理的な無理があると思っています。本来は構造とか設備の専門技術者が関わるべき業務範囲として、必要な規模、構造形式を決めればいいのであって、設計全

体を1級建築士が統括できるとすることが一番分かりやすいと思います。

藤本 今の2級とか木造というのは、建築全部を扱えない人でも、この規模はできると限定的にしているわけですね。問題はむしろ2級を13mから20mまでできる建築士と考えると、そのための対応策を考えることはほとんど不可能に近く、そもそもそんな改正の必要は社会的根拠がありません。

仙田 今回、資格制度の抜本的な改正の中では、今まで1級・2級、木造建築士とあるのだけれど、全体の資格のフレームそのものを考える必要があるのではないかと思う。今の土法が50年前に戦後復興的につくられているわけだからです。本来小規模も大規模も基本的には建築設計者として備えるべき能力はそれほど差があるはずがない。だから20mという境界自体、反対している。13mとかの建築規模上の切り分けはなくてもいいと考えます。住宅や学校はやさしい、オフィスビルは難しいという切り分けはできません。規模で変えるのはおかしいという点でもう一つ提案したいのは、2級建築士は将来的にはやめるべきではないでしょうか。

藤本 2級というのは木造中心です。専門学校や工業高校を出てやれる範囲で、自分はこの辺で、地域で、しっかり仕事をしようと考えている。そういう人には超高層までやらなければ駄目だと試験を受けさせる必要は全くない。すべての建築士が試験で木造住宅から超高層までできるというのは、現実的ではない。2級がいらないというのは、地方の建築生産現場を全く見えていない暴論としか言いようがないですね。

河野 木造とか伝統的建造物に関するものなどは残しておいても良い。

2級はやめて、建築士というのは構造・設備を統括する能力のある人であると。その人がある規模以上のものを設計する際には、必ず建築構造士と組みなさいと。あるいは設備的に複雑な設計については必ず建築設備士と組みなさいといえれば済むことです。

藤本 資格制度の設計をそんな単純な論理でやってほしくないですね。もっと日本全体の健全な生産システムのあり様を地域の視点でしっかり見据えた上で議論をしていたらいい。

仙田 今の人はそのままでもいいのですが、新たな2級建築士はいらないのではないかと思います。実際問題、工業高校から、10年ほど前は3万人出ていた。今は2万人、もうすぐ1万人になる。

藤本 建築士会の会員で、地方で、半分以上は2級ですよ。

仙田 それは分かりますよ。だけど新たな2級のマーケットに進む人たちはどんどん減っているわけです。

今や資格は1級、2級と分けず、1本で良いと思います。

藤本 その状況をどう深く読み解くかが問題で、その実態をトレースしただけの安易な制度設計論には組みできません。なぜ法律で、業の形態の選択肢を勝手に決めるのか。それでは地方の2級の人たちのことを分かっていないと言われてしまいますよ。横暴すぎるとは思いませんか。

三栖 木造建築士ができてから2級の存在の意義があいまいになったという議論はかねてからあります。ただ1級建築士の受験資格が大学での所要科目の履修に限定され、しかも実務試験が受験資格でなく免許登録要件になると、工業高校卒とか短大卒の人たちの1級建築士の受験資格がなくなり、取れなくなる。

仙田 1級建築士を受験できる検定試験を設ければよいと思います。

藤本 木造建築士が出来た過程を考えると、国としては最初は木造施工管理技士にしようとしていた。それは工務店などで設計まで試験されるよりは、施工管理技士の体系の中で1級・2級の次に木造の資格を考えようとしたようです。しかし、業界からやはり建築士法の中で業務独占権を持つ資格としてほしいと要望され、木造建築士が誕生したのです。単に2級を無くせばいいというだけではなくて、そういう背景といったものも踏まえて、建築産業全体の中でもう一辺切り分けてやるというなら



藤本昌也氏
(日本建築士会連合会副会長)



三栖邦博氏
(日本建築士事務所協会連合会会長)

分かるけれど。

仙田 日本の将来に対して、どういう資格のマスタープランをつくるかということを考えないといけないのです。

もっと資格の構成をシンプルにする必要があります。国民に分かりやすくする必要があります。

藤本 2級が無くなれば何がどうまくいくのか、納得いく説明ができますか。建築界に育つ人をどう風で育てるか、地方の人たちは地域で、ニーズに合う人を育てたいと思っているわけです。そして2級はしっかり地域に根づいている。社会的需要があるのだから、それをあっさり1級と同じでいいというのはどうか。

河野 ものごとが整理されて、消費者からみて分かりやすい制度になっているかどうか基本ではないですか。今は木造と2級・1級があって分かりにくい。

藤本 我が国の建築産業界全体の中でどういう根拠でどう再編成したいのか。そこで建築士法はどう位置付けられるのか。今は審議会の中で建築士法と建築基準法だけでやっているが、これも正統な議論の手続きを踏んでいるとは言えない。

景観法や都市計画法、集団規定などいろいろ視野に入れて議論しなければならない問題が多々あるはず。だから今あわてて建築士法の中で全て解決しようというようなことではなく、今回の問題で緊急に問題となるところは適切に解決して、後は土木も建築も含めて、建設産業界全体の視点から、もう少し士法や基準法の問題を考えようというように我々の側が発言していかなければいけないのではないかと。

業登録での専門別の識別

河野 資格でやるよりは、むしろ事務所登録のところでやればいいという案2を見ますと、国交省の考えは、資格はいじらなくてもいいようなニュアンスを感じませんか。

仙田 基本制度部会でもみんな驚きましたよ。

三栖 構造・設備の新しい資格を設けないといったときに、消費者からみて、この事務所は何が専門なのかと、事務所の登録で分かるようにしようということだと思います。ただそれは「案1」の場合でも、構造資格者は構造専門、設備専門の事務所を開設することになるわけだから、案1と2というのは、そこ点については二者択一ではなくて、両方成り立つのだと思いますよ。

河野 案2だけではいけないということですね。

三栖 ありえないと思いますよ。今の建築士の資格はそのままにして、登録で分けるということかと思いますが、文章だけからでは真意がよく分からない。この案2を議論するのは無理ですよ。よく聞かないと分からない。

藤本 国交省の方によく分からないと尋ねたらこういう説明をしてくれました。案2は、建築士の専門表示と建築事務所の専門表示を併せてやりましょうというもの。設計・構造・設備の3つの専門分野の資格者を揃えた設計事務所は、1級総合建築士事務所。我々のように設計の建築士だけは1級統括建築士事務所。設計と構造の2つやっている人は1級統括構造建築士事務所。設計と設備ならば1級統括設備建築士事務所。構造のみの場合は1級構造建築士事務所。その他は1級建築士事務所。無論、名称は仮に私が付けたんですけど。

ともかくも、業の形態を中心にした法的な専門分野別表示制度は問題だと考えています。業の形態は多様化し、しかも変化

するもので、安定したものではないのです。法律には馴染まないと考えます。

三栖 1級統括と1級総合の違いというのは、意匠・構造・設備の管理建築士が3者別々にそろっているかどうかということですか。

藤本 そうだと思います。

統括建築家の位置づけ

三栖 統括建築士というのは建築士事務所に所属し設計と監理の業務を行う建築士であり、免許維持要件が業に携わらない他の建築士とは区別されるということで、レベルとしては今までの建築士と同じと考えています。専攻建築士という建築士の上位にくるような統括建築士にしようといっているのとは違うと思います。

藤本 統括建築士というのは、業務の名称として表現しているわけでしょうから、資格ですよ。案2はそういうことを言っている。「案1」は試験をやって、3分の1ぐらいに減らすというようなことをいうから反対がでた。しかし、そこまでは社会的にできないと思います。再試験をする社会的根拠が明解に示せないと思います。

河野 統括できる建築士が今の建築士から3分の1程度に絞り込まれるという言い方はよくないですか？

藤本 ゼネコンの人たちは退職後は設計をやりたいという人は大勢いる。だから建築士の資格を持ってやろうとしている。長い人生で1つの職業だけでやっているということはないのだから。

仙田 それは分かるが、これからの日本の建築、都市景観を考えると、そういう人たちが設計することはよいことなのでしょうか。

藤本 しかし現実認識として建築士の業務が幅広く捉えられているから日本の建築がまずくなっていると云えますか？むしろ、周辺業務の建築士が建築設計、工事監理を実践している多くの建築士を業務の上で実質的にサポートしている役割をもっと適切に評価すべきで、このことに気が付かない建築界だしたら何をか言わんやという気持ちです。

仙田 日常的にデザインや様々なことをやっても、クライアントの要求や社会的要件の中でパーフェクトなものをつくることはなかなかできません。まして全く別の仕事をしていて退職したから設計事務所でも開くか、というのは困ります。そんなに簡単なものではないのです。

藤本 資格法を変えたことによって、その問題は解決しますか？

仙田 する。

藤本 しない。

三栖 それは資格と免許を分けることで解決できる。資格は生涯有効だけれども業に携わる建築士には業免許のようなものを出せば良い。今まで施工現場をやってきた人が設計事務所をやるうとする時には講習を受け、それなりの実務実績を示して業に携わる免許を取得すればいい。シンガポールはこの方法だ。

河野 施工ばかりやった人がいきなり設計をやりたい、専攻建築士になりたいといっても駄目ですよ。

藤本 三栖さんのおっしゃる通りです。実績を持ってないと駄目です。だから、それを証明する手だてとして私たちが実施している専攻建築士制度が意味を持つことになるのです。登録という入口の段階で、法的に建築士の門を狭める必要は全くないのです。



仙田満氏
(日本建築家協会会長)



河野進氏
進行 (建築家)

河野 登録要件にすればいい。評価の問題ですから。

合意できることは職能設計3団体で共同提案

河野 今後、違いは違いとして、しかし大事なポイントなので、この3会で、一致できるところはもう一度きちんと整理した上で、設計関連の職能3団体で国交省に申し入れるべきだと思います。専門分化の導入とか。3会が出すのと、1団体が出すのでは違いますから。

藤本 どちらかと言うと「業」ではなく「業務」に着目した案1をベースにした「案3」の提案を連合会は期待します。いずれにせよ、日本建築士会連合会の場合は、全国47士会が合意しないのでできません。主役は士会で、連合会はまとめ役みたいなものですから。

仙田 今日(7月24日)の読売新聞の書き方だと、建築士再試験断念という方向は、士会の圧力がダイレクトにいったような感じもしないではない。

三栖 ジャーナリズムは、抜本的改革案が出されても、既得権者につぶされ実現しないのではないかという見方でいつも見えていますから。

藤本 無論、既得権の問題は大きいですよ。社会的正統性がなければ、「圧力」があったって効き目はありませんよ。

三栖 大きいですが、それが結局はつぶしていく。それみたことか、という感じで新聞が捉えているのは残念ですが。とにかく案1をベースでやっていくということですね。

藤本 これまでの制度部会の議論を無駄にたくありませんね。僕も資格の専門分野別の制度導入が前提となっているという点で、案1を出発点にしたらいいと言った。

仙田 考査は今後の問題であって。

藤本 既存資格ですから、既存の建築士が合理的に納得できる改正案が必要なのです。

仙田 業務独占の問題についても、JSCA(日本建築構造技術者協会)は納得しているわけだから問題はないと思います。

藤本 私たちの要望でも構造の専門資格者の業務独占は認めてもよいという立場を明らかにしています。

仙田 単位士会で反発を受けるのは、考査の問題だけですか？

藤本 考査が何を意味しているかでしょう。講習なら納得できると思いますが、再試験なら反対でしょう。既得権をどう考えているんだという意見もありますが、要は、姉齒問題はそんな社会的コストのかかるパフォーマンスをしても、本質的な解決にならないと多くの建築士が実感しているからです。

河野 そこはおかしいんですね。

三栖 考査というのは、受講効果を確認するためと聞いている。

仙田 たたき台をつくってみますか。

藤本 つくっていただいて結構ですけど、その内容や扱いについては5会長会議が先ず決めるべき事柄でしょう。私が決めることではない。

三栖 合意できるところまでにして、その先の各論には触れない、というまとめ方はあるかもしれない。空中分解した前例もあるように、法制化には各論が重要だから、各論レベルの着点を見極めた上での総論合意でないと意味がないことになる。

河野 試験に反対したから、専門資格導入までやめてしまうというのはひどい話です。

藤本 議論の筋のぶれが大きすぎるのは困りますね。

河野 設計関連3団体で国交省に申し入れる方向で、ぜひ話をしたい。少なくとも案1ということで、JIAがまずまとめますので、宜しくお願いします。

団体の一本化の可能性

河野 今後、建築士法がきちんと変えられて、専門分化もある程度整理された段階で、設計者の団体は1本化すればいいと個人的には思いますがいかがでしょうか。

建築士会とJIAの議論は、專業兼業の問題はもちろんあります。建築士法が建築家法ではなかったというあたりから、建築家協会の出発があったと思いますし、建築士法が良い方向に変われば、建築士会とJIAの一本化の話も始められると思います。更に事務所協会も含めた団体再編の議論もこの法律改正を機会にできればいいという風に思います。

三栖 建築士会とJIAは、資格者個人をベースにした団体という共通点があるが、我々の団体のベースは事務所という組織です。消費者や建て主から設計監理を依頼されサービスを提供するのも建築士事務所という組織であり、また保険に入るにしても、建築士事務所という組織で入るわけですね。あくまで組織をベースにした団体ということが基本で、組織と、個人が入る団体とは違います。建築士事務所の協会は海外ではあまりないとも聞きますが、アメリカのAIAの中にはラージファームラウンドテーブルという組織事務所の集まりがないわけではない。事務所協会は建設産業の一翼を担う設計業の団体としての位置づけを基本におきたい。

それぞれの団体の役割をどう理解するか、それが重要で、一本化できないというのにはあまり意味がない。

仙田 この問題の議論をするには専兼の問題がある。建設会社の設計が独立した方向が将来的に見えた場合には一本化もあると思いますが、その道程がはっきり見えてきませんが、2011年のUIA東京大会の時期に少し見えてくればいいですね。

藤本 専攻制度の運動を進めてきた中で出てきたキーワードは、自立と連携です。運動体は多様なニーズに応えるために多様であっていい。例えば、士会と事務所協会は業務と業は違うから、それぞれの役割で運動すればいいし、必要な時は連携すればいい。何でも一元化という議論には私たちは運動の理念として賛成できないのです。

JIAメンバーとして

河野 ここにおられる全員、JIAの会員ですが、地域にいる方は3会すべてに入って、アクティブに活動されている方もいます。特に資格の議論は各団体での議論も必要ですが、団体同志の違いを超えて、設計界全体にとっても、まさに正念場という気がしています。

三栖 本部と連合会だけではなくて、各地域で話し合う場を持つことも必要ですね。

藤本 私たちの会はもともとそういう立場に立った活動組織です。地域の人が納得できるかどうかの問題です。JIAの会員も各地域にいるわけですから、建築士法改正の議論も空中戦ばかりやっているのではなく、地上戦の人たちの議論がベースにならないと駄目でしょう。

仙田 特に東北は熱い議論をしています。

藤本 ぜひ、みんながなるほどと思えるような議論をしていた

だければと思います。我々がいま何に一番矛盾を感じているのか、全体の議論もいろいろ、主要な矛盾がどこにあって、その解決はこれだという仮説が立てられるか、そして、共有できるか、ということですね。

河野 たえばPFIについての問題点を検証して提言していくような3会の合同ワーキングを行ってもいい。

仙田 JIAでは設計後PFIをやろうと進めています。

藤本 確かに公共発注のあり方の議論をしています。我々の感性に響くかたちで議論をしていただければいいが、現場の地上戦をやっている人には響いているかどうか。

三栖 PFIの議論は職能の議論だけではだめで、国の政策を含め、建設産業全体の議論をしていかないといけない。経団連でも専門の委員会からPFIの見直しについてのレポートが出されている。建設産業の重要な部分を担っているのが設計業界だという意識に立って、経済界とか産業界に積極的に参加し、発言していかないと変えていく力にはならない。

仙田 我々のため、ではなく、日本国の全体の社会資本として整備していく時に、PFIが制度としてもよいところもあるが、問題なところも数多くある、それをきちんと捉えていくことです。

河野 設計入札の話も、JIA独自でやっていますが、事務所協会、建築士会と一緒にやっていくことに意味があるわけで、そういう議論をもっとやるべきです。

藤本 私のJIAのメンバーの立場として言えば、現実がどうなっているかということから解いていって、だからこうしましょうというのなら納得します。僕が各建築士会の方々に、JIAさんこう言っていますと説得できる材料を提供してくれれば、いつでもその労はいとませませんよ。

河野 それでは最後にひとことずついただきたいと思います。

三栖 今回の士法の見直しの議論の中で、基本的には資格法である建築士法が、業務的側面を持っていること、そして業と資格を各々明確に区分して位置づけ、その上で業に関わる部分を充実させることが重要だという認識が共有化されたことは大きい

に意義があることと思っています。

藤本 原則論の話になりますが、制度がいいか悪いか議論をする時に、法制度の役割は基本的には必要条件の問題であって、十分条件まですべて法が解決するわけではない。十分条件まで入れた議論をするためには、職能者も消費者も行政も入れた、三者協働の社会的システムをつくらないと、姉齒の問題も解決しないし、法制度もどこまで網羅したらいいのかという着地の議論も始末が付かない。そういう原則的な議論をはずさず、国交省は今回やっていただきたい。

仙田 今回の基本制度部会の議論というのは、家協会も含めて、建築設計団体として好期だったと思います。国交省が提案をする外側から圧力がかかって動いてくるわけですが、中心となる3会が、こういう方向に収斂するべきだということをダイレクトに訴えていければと思います。

よく国の方々に言われるのは、業界はまとまっていますかと、そんな話が多い。(笑い)つまり、国家官僚は、我々からこうあるべきだと言ってほしいと思うし、我々もそういう議論をしたい。AIAにいくと、足の引っ張り合いではなく、前向きの議論ばかりしているのがうらやましいと思います。

河野 国は分割統治の方がやりやすいところがあると、わざとやっているのではないのでしょうか。(笑い)先ほど共同提言という話が出ましたが、設計界、あるいは設計産業界全体でどうするかという話し合いを詰めていくいい機会にしたいですね。長時間ありがとうございました。

・2006年度のCPD必須履修単位数は36単位です。
・建築家 architects に掲載されるCPDシリーズを読み、JIAホームページの自主申請用紙で回答すると、各回1単位を取得できます。
・CPD(継続職能研修)シリーズの記事にはCPDマークが付けられます。
*このシリーズはJIAのホームページにも掲載されています。
<<http://www.jia.or.jp>>

7月31日に発表された基本制度部会の報告書(案)を受けて<三者のコメント> 2006年8月10日

今回の基本制度部会(第10回7月31日開催)は一級、二級、木造という建築士の資格者(100万人)を実質的に絞り込んでいく方向でJIAとしては評価したい。さらに一步すすめて安全性はもちろん、景観や美しさ、機能性、快適性をもつ建築を責任をもって統括する建築設計者を認定することを求めたいと思う。専門建築技術者の資格を作る方向も良いが、これは一級建築士の枠外で良いのではないと思われる。もし特定専門建築士として一級建築士の枠内につくられるならば、特定統括建築士というものを設けるべきと思われる。JIAと士会の士法改正に対する方向がまったくことなることが明らかとなった。JIAの士法を設計・工事監理に携わる者の法律にすべきだ、業務独占という排他的で強い権限をもつ人を制限すべきだという方向と、士会の多くの建築関係者が業務独占的権限をもつ今の状況を守りたいという方向の対立だ。まだまだ議論がなされる必要があると思われる。JIAとしては登録建築家という制度をこの士法改正の行方を待って今後どうするかを十分に考えたい。

(日本建築家協会会長 仙田 満)

中間報告にあった「専門分野別の建築士制度の導入」については報告書(案)の段階に至っても議論が尽きそうにない。建築に係わる技術が高度化・専門分化しているにもかかわらず、すべてが手の内に入っていた時代の建築士オールマイティ論を根幹から見直す絶好の機会を失いつつあるのは残念だ。いわゆる意匠設計に加え設計全体のとりまとめ・調整を建築士の業務として位置づけた上で、建築士とは別の専門資格を創設することを主張してきたが理解が得られていない。既得権にはそれなりに配慮が必要だが、先の時代を担っていく若い人たちにプロフェッショナルの魅力を感じさせる資格制度でなくては建築界に将来はない。また、建築士を雇用し管理建築士として定め登録すれば誰でも建築士事務所を開設することが出来る仕組みの中で建築士事務所の自律性を担保する管理建築士の機能の強化、そして法規制にはなじみにくい職業倫理を育む基盤となる団体への加入義務化は、いずれも消費者保護には欠かせないことだけに粘り強く取り組んでいく。

(日本建築士事務所協会連合会会長 三栖邦博)

今回の報告書(案)は全体としては収まるところに収まったと評価しているが、「実務経験」に関わる規定は絶対に現行法通りに戻すべきだと考えている。これからの日本の建築のあり様に大きな禍根を残す問題をはらんでいるというのが大半の建築士の共通認識。「建築士制度の沿革」と題する報告書(案)の前半の記述に注目してほしい。現行の建築士制度を「建築の計画、意匠に特化している西欧のアーキテクト制度と異なり、建築物の質の確保と向上を図る観点から、建築に関する広範な技術者を確保するための制度として構成された。」とし、この制度の導入によって「設計・工事監理はもとより、建築工事の指導監督を行う技術者等として相当数の建築士が従事することになり、この制度は我が国における建築生産の場において建築物の質の確保を果たしてきたと言える。」と総括している。明らかに現行制度の基本的体系を高く評価しているにも拘わらず、何故にその鍵となる規定を変えてしまうのか。建築士の真の資質向上を考えるのなら、「既得権」がどうのこのというような問題ではなく、まさに大局的立場に立って、この現行制度の持つ長所を活かした制度設計を探るべきではないか。

(日本建築士会連合会副会長 藤本昌也)